

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
1	業務要求水準書	1	第1章 4	業務委託の区域で業務履行に必要な場所とすると記載がありますが、 どういった区域があるのかをご教示願います。	事業毎の区域図について、別添のとおり提供いたします。 なお、「簡易水道事業給水地域図」の「中田簡易水道事業」は、令和 4年4月1日より企業会計上の区分は「上水道事業」となっております。
2	業務要求水準書	2	第1章 6(2)ウ	発注者または発注者が指定する者からの業務マニュアルはいついただ けるのか。また、データでいただけるのかをご教示願います。	契約締結後速やかに必要書類のヒアリングを実施し、発注者から提供 いたします。基本的には紙及びPDFデータによる提供となりますが、 給水装置業務のマニュアル（給水装置工事設計施行基準）は冊子の提 供となります。
3	業務要求水準書	3	第1章 8(2)ウ	メーターや配管が凍結し、使用者等から連絡があった場合は、現状ど のような対応をされているのかをご教示願います。	メーターについては、不良取替の場合、委託業務での取替を原則とし ております。配管の凍結につきましては、凍結防止の問い合わせは対 応しておりますが、凍結した世帯については、所有者・使用者での対 応をお願いしております。
4	業務要求水準書	9	第4章 1(9)	本業務委託における業務ごとの提出書類の様式について水準を統一し ていただけるものと推察いたしますが、書類作成の方針等についてご 見解をご教示願います。	定期的に提出して頂く書類（月報等）については、発注者より様式を 提供します。 また、「その他、発注者が指示する書類・資料等」とは、議会对応及 び業務分析・調査等に使用するため、統計、業務内容説明等に係る任 意作成資料（収納・受付状況明細、業務対応経過、実施手順等）を想 定しており、発注者が必要とするときに（随時）指示させていただきます。
5	業務要求水準書	12	第7章 1(1)ケ	発注者が委託を継続する必要がないと判断したときと記載ありますが が、どのような時に発注者はそのような判断をされるのかの基準をご 教示願います。	基準は定めておりませんが、例えば、評価結果（業務要求水準書P11 「7発注者による受注者の評価」）が著しく低い場合等を想定してい ます。
6	リスク分担表	-	-	リスク分担表で、事故災害にある不可抗力（天災等）、施設・設備の 劣化等による事故が発注者負担となっておりますが、開閉栓等により通 常通り作業を行った場合、給水管劣化による給水管破損、バルブ経年 劣化に伴う破損の事故も含まれるという認識でよろしいかをご教示願 います。	開閉栓業務において発注者が負担するのは、乙止水栓の開閉栓を正常 な状態で行ったにも関わらず、乙止水栓からの漏水が発生した場合の みとなります。
7	経費の負担区分について	4	受注者負担 システム関連 費①	「端末・プリンターは発注者負担」とありますが、端末・プリンターは 貸与されるという理解で良いでしょうか？また、設置や撤去は発注者 で実施という認識で良いでしょうか？また、障害発生時の対応は発注 者で行うという認識で良いでしょうか？	端末・プリンターは貸与となります（電算処理業務要求水準書「5機 器関連」）。 設置や撤去は基本的には発注者が実施しますが、サービスセンター以 外に設置される分（開発用等）については、協議とさせていただきます。 障害の発生原因が端末及びプリンターにある場合の対応は発注者が行 います。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
8	経費の負担区分について	4	受注者負担 システム関連 費①	「端末・プリンターは発注者負担」とありますが、新規購入の予定でしょうか？その場合、メーカーや機種、スペックの指定はできますでしょうか？	新規購入の予定です。 購入の際のメーカー等の指定につきましては、契約締結後の協議事項となります。
9	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	1	第1章 2、3	発注者が受ける立入検査と外部団体等及び発注者の職員への研修は年に何回あったのか、実績数をご教示願います。	立入検査： 国等から通知があった場合に対応するもので定期的には実施されるものではありません。（前回：平成26年度） 外部団体及び局内研修：3回程度（その他、不定期開催もあります。）
10	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	3	第2章 2	郡山市水道料金等包括業務委託に係る事業実績において開栓・閉栓の件数は年間約4万5千件であるとの提示をしていただいておりますが、見積書作成のためにも受託期間5年間における開栓・閉栓の想定件数についてご教示願います。	業務実績を参考にしてください。
11	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	3	第2章 2(4)ウ	メーター撤去時に使用するキャップまたはプラグは受注者負担になるのかをご教示願います。	「経費の負担区分について」記載のとおり、現場用消耗品は受注者負担となります。
12	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	4	第2章 3(11)	冬季検針及び認定処理とありますが、認定明け時の使用水量平準化についてはシステム化を指示されていないという理解でよろしいでしょうか。	現在は、検針担当の指示により認定水量を入力しています。よりよい方法がありましたらご提案願います。
13	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	6	第2章 5(8)	郡山市様の集計上、上水・下水等の会計区分毎及び支払い区分毎、収納件数・金額に関して区別が必要か否かについてご教示願います。 例：帳票については必要としないが、必要時データで提供していただければ問題ない。	上水・下水等の会計区分毎及び支払区分毎の収納件数・金額に関して、帳票・データともに区別が必要です。
14	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	8	11(2)	収納代行業者データの受信はインターネット経由でブラウザを利用するという認識で良いでしょうか？（専用アプリではなく）	クラウドサービスの契約事業者が決定した後に情報提供します。
15	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	9	11(4)	メール内容とフォーマットが発注者より提供され、受注者はメール配信のオペレーションを行うという認識で良いでしょうか？	メール内容、フォーマットに指定はありません。
16	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	9	12	「スマートメーターを導入した場合」ということは、現在はまだスマートメーターは導入されていないという認識で良いでしょうか？	導入時期は未定です。
17	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	9	12	今回の作業範囲は、スマートメーターとの連携でしょうか？スマートメーターのシステム構築でしょうか？連携の場合、スマートメーターに関する詳細情報（デフォルトのインターフェース等）は提供されるのでしょうか？	スマートメーターとの連携になります。 詳細情報は、スマートメーターシステムの契約事業者が決定した後に提供する予定です。
18	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	9	12(1)	スマートメーターシステムは、どのようなネットワーク上に構築されるのでしょうか？また、受注者がアクセスできる環境は提供されるのでしょうか？	スマートメーターシステムの契約事業者が決定した後に情報提供します。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
19	水道料金徴収業務・給水装置業務要求水準書	9	12 (3)	スマートメーターシステム提供事業者からマニュアルは提供されるのでしょうか？また、ヘルプデスクとサポートは提供されるのでしょうか？また、発注者からスマートメーターシステム提供事業者への直接問い合わせは行わないという認識で良いのでしょうか？	スマートメーターシステムの契約事業者との協議によります。
20	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	10	第3章 2	竣工検査時、分岐穿孔立会い時の検査内容はどのような内容となりますか。具体的な内容をご教示願います。 中高層等の大規模案件で中間検査は実施されていますか。 実施されている場合、具体的な検査内容をご教示願います。	給水装置工事検査実施要綱（別添のとおり）に基づき実施します。
21	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	10	第3章 3 (1)	指定事業者を管理しているリストを作成されているのかをご教示願います。 また、処分要綱に対しての指定給水工事店への処分実施件数と過去に一番重かった処分についてご教示願います。	指定事業者の指定及び処分は発注者が行い、指導助言等は受注者が行います。
22	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	11	第3章 5	受託期間5年間における水道メーター取替の想定個数についても開栓・閉栓業務と同様にご教示願います。	業務実績を参考にしてください。
23	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	11	第3章 5 (4)	給水装置修繕と記載がありますが、どのような場合の時に修繕をされているのか。また、修繕となる場合、受注者負担となるのかをご教示願います。	メーター取替に支障がある場合や事後対応で必要な場合は、修繕の指示を受注者に出しております。また、修繕となる場合の費用は受注者負担となります。
24	水道料金徴収業務・給水装置業務 要求水準書	11	第3章 6	小規模貯水槽に係る業務件数の業務内容はどのような内容となりますか。具体的な内容をご教示ください。	「貯水槽水道の維持管理」についての通知を送付しております。
25	電算処理業務要求水準書	1	3 (2)	給水装置台帳管理システム（水道事業・簡易水道事業）とありますが、上水を含まない下水単独の工事申請は考慮不要という理解でよろしいのでしょうか。	下水道単独の工事申請の関係業務は発注者が行うため、不要という理解で結構です。
26	電算処理業務要求水準書	2	図 (責任分界点)	受注者：回線（SW）－発注者（SW）：回線とありますが、SWはスイッチの略でしょうか？その場合、L2接続を意図していますでしょうか？	SWはスイッチの略です。L2接続を意図しています。
27	電算処理業務要求水準書	2	4 (2) ア (イ)	「帯域保障100Mbps以上」とありますが、業務に支障が出ない実績のある回線利用での提案は可能でしょうか？	可能です。
28	電算処理業務要求水準書	2	4 (2) ア (イ)	「発注者イントラネット」とはどのようなもののでしょうか？また、本システムを利用する想定でしょうか？利用する場合、PCとプリンタの台数はどれくらいでしょうか？また、同ページ図の「庁内ネットワーク」がこれに該当しますでしょうか？また、インターネットへの接続はありますか？	「発注者イントラネット」はLGWAN接続系のネットワークを意味しており、当該ネットワーク上で両システムを使用する認識です。 使用する端末とプリンタの台数につきましては、契約締結後に調整を予定しています。 「庁内ネットワーク」は郡山市役所内のLGWAN接続系のネットワークを指します。 上記の理由からインターネットへの接続はありません。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
29	電算処理業務要求水準書	2	4 (3) ア (ウ)	暗号化回線を利用するのではなく、暗号化したデータを暗号化回線で転送するという2重の暗号化という認識で良いでしょうか？	暗号化回線の使用を想定しています。なお、データセンターとの通信において盗聴を防止する観点からセキュリティ対策上不足がある場合は、データ自体の暗号化を行うことを妨げません。
30	電算処理業務要求水準書	3	4 (9)	システム移行後の1年間は、無償修繕期間とすること。とありますが、無償修繕とは不具合や障害対応を指し、仕様変更は含まないという理解でよろしいでしょうか。	こちらの内容は、主に再構築において協議不十分等により要求水準書の内容を満たさない場合を指します。 なお、例えば水道料金等の変更が1年以内に発生した場合等の発注者都合によるもの、及び、大規模な法令改正等によるもの（「9頁11法令等の改正に対応すること(3)」）等、当初の要求水準書に関わりない部分については、無償修繕の対象外となります。
31	電算処理業務要求水準書	3	5	端末及びプリンタは発注者が貸与するとありますが、プリンタのホッパ（用紙トレイ）数は、手差し以外に複数個の想定はされてますでしょうか。（専用紙用と汎用紙の2つを想定しています。）	プリンタは新規購入を予定しています。機能等については、契約後の協議事項となります。
32	電算処理業務要求水準書	3	5	端末及びプリンタの性能情報は開示されますでしょうか？	新規購入を予定しています。性能等は契約締結後の協議事項となります。
33	電算処理業務要求水準書	3	5 (1)	「必要な設定」がどれくらいの作業量なのか分からないと見積もり作成が困難なため、本質問の回答として公開して頂くことは可能でしょうか？	郡山市のセキュリティポリシーを満たす技術的な設定は発注者で行います。それ以外で両システムを使用するために必要な設定を行っていただきます。
34	電算処理業務要求水準書	3	5 (2)	テスト用及び保守対応用の機器は発注者から貸し出しがあるという認識で良いでしょうか。	端末及びプリンターは発注者より貸与いたします。
35	電算処理業務要求水準書	4	7 (8)	ユーザー別に使用制限、閲覧制限を設定することができることとありますが、閲覧制限とは同一機能内において一部の特定情報だけを非表示にするというご指示でしょうか。それとも各機能に権限を設定し、使用制限を掛けられることと捉えてもよろしいでしょうか。	要求水準書は後者（各機能に権限を設定し、使用制限をかけること）を想定して作成しております。なお、よりよい方法がありましたらご提案願います。
36	電算処理業務要求水準書	5	8 (1) イ	「郡山市総合行政ネットワーク」とは、どのようなものでしょうか？また「4システムの前提要件」の「発注者イントラネット」および、同ページ図の「庁内ネットワーク」と同一のものでしょうか？	要求水準書で示している「郡山市総合行政ネットワーク」「発注者イントラネット」「庁内ネットワーク」はすべてL G W A N接続系のネットワークを意味しており、同一ネットワークです。 その中で「庁内ネットワーク」は郡山市役所内のL G W A N接続系のネットワークを指します。
37	電算処理業務要求水準書	5	8 (1) ウ	テスト用の場所と機器の確保は発注者で行うという認識で良いでしょうか？	環境構築やテストを目的とする場所は発注者が提供し、端末及びプリンターは発注者より貸与いたします。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
38	電算処理業務要求水準書	5	8 (1) オ	住民基本台帳データとの突合とありますが、住基データレイアウト及びその検証は何通りでしょうか。また修正とは、料金システム内で住基データの管理を指示されてますでしょうか。	住民基本台帳データレイアウト等につきましては、契約締結後に所管課との協議となります。検証につきましては上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム（以下「両システム」）稼働に必要な検証を受注者にて実施してください。 また、修正につきましては、現在は新規契約者のみ月1回CSVデータの受領により住基とのデータ突合を行っておりますが、よりよい方法がありましたらご提案願います。
39	電算処理業務要求水準書	6	9 (5)	外字については、正字化または片仮名対応等、発注者との協議のうえ対応することとありますが、外字ファイルをご提供いただき引続き外字の想定を利用することは可能でしょうか。またその際、外字ファイルは無償で提供いただけますでしょうか。	郡山市からの外字ファイルの提供はできません。 現在は、現契約の事業者が外字ファイルを作成しておりますが、その提供の可否については契約後の協議事項となります。
40	電算処理業務要求水準書	6	9 (6)	本契約終了後のデータ抽出は2～3回程度とのことですが、本契約におけるデータ提供回数は何回を想定されてますでしょうか。（弊社標準では4～5回の提供を想定しています。①初回分析用、②プログラム製造用、③結合テスト用、④受入テスト用、⑤本番稼働用。①③④⑤必要）	現契約の事業者と協議中です。
41	電算処理業務要求水準書	7	10 (3) 3	電話またはメールでの問い合わせ受付から7時間以内という認識で良いでしょうか？その場合、障害の解析時間も7時間に含みますか？	電話またはメールでの問い合わせ受付から7時間以内の復旧となります。なお、復旧後に解析を行う場合は、その時間は7時間に含みません。
42	電算処理業務要求水準書	7	10 (4)	「システムの操作技術向上のための研修」は具体的にはどのような内容を想定していますか？また、同一人物に複数回も想定していますか？	人事異動等によるシステム初見者を対象とした研修、機能等を変更した場合の使用者全員への研修を想定しておりますが、よりよい方法がありましたらご提案願います。また、受講者本人の希望がある場合等、同一人物が複数回受講することも想定しています。
43	電算処理業務要求水準書	8	10 (8)	用意されるPCのOSは何を想定していますか（バージョン含む）？また、定期的なアップデートやパッチの適用は想定していますか？また、上記は年何回を想定していますか？また、アップデートやパッチの適用は発注者で行うという認識で良いでしょうか？	OSについてはWindows11Pro（64bit）もしくはWindows10Pro（64bit）で、バージョンは調達時点で最適なものを想定しています。端末のアップデートやパッチの適用は発注者で行う認識です。その他、各種導入システムについて、最新のセキュリティ対応を含む機器等のアップデート対応が必要となります。なお、その回数は、適正にアップデートを実施している当該調達類似案件を勘案し、不足のないよう見込んでください。
44	電算処理業務要求水準書	8	10 (10)	契約期間中に何回のプリンタ更新を想定していますでしょうか？	更新回数は未定です。なお、プリンターは新規購入を予定していません。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
45	電算処理業務要求水準書	8	10 (17)	「8システム構築 ウ」に出てきた「テスト環境」と「検証環境」は同一でも良いのでしょうか？また、発注者は本環境を利用する想定でしょうか？	テスト環境と検証環境は同一でも構いません。また、発注者は、テスト兼研修用環境を利用する想定です。
46	電算処理業務要求水準書	8	10 (18)	どのような変更を想定していますでしょうか？また、「軽微な変更」は受注者で判断するという認識で良いのでしょうか？	現在のところ変更の想定はありませんが、想定外の内容で変更が生じた場合は発注者・受注者の協議とさせていただきます。また、その際の「軽微な変更」の判断につきましても、発注者・受注者の協議により決定とします。
47	電算処理業務要求水準書	9	11 (2)	法令等改正への対応（軽微なものに限る）は、本業務の範囲で行い、特別な費用は一切発生しないこととありますが、軽微なもの基準はありますか？（例えば一度の対応で想定される工数や5年間での合計工数等）	基準は設定しておりません。法令等改正の際は、発注者・受注者の協議により決定とします。
48	機器関連水準書	1	1 (1)	ドメインコントローラやウイルス対策ツール用サーバ、資産管理用サーバ、イベント監視用サーバ、ドメインコントローラ等弊社システム全体に関連するサーバも本業務専用で用意する必要がありますでしょうか？	ドメインコントローラやウイルス対策ツール用サーバ、イベント監視用サーバ等端末を管理するためのシステムは発注者で用意します。貴社システムを使用するにあたって上記以外に必要なサーバがあれば調達が必要となります。
49	機器関連水準書	1	1 (3)	「テスト兼研修用サーバ」は「10運用・保守・障害対応 (17)」で出てきた「検証環境」と同一でも良いのでしょうか。また、発注者は本環境を利用する想定でしょうか？	テスト環境と検証環境は同一でも構いません。また、発注者は、テスト兼研修用環境を利用する想定です。
50	機器関連水準書	2	2 (7)	置忘れ行為の対策とありますが、以下いずれかの対策を講じるということの問題ありませんか？ ・置忘れ行為に対する防止対策を行う。（置忘れ行為についてハードもしくはソフト的に措置を行う。） ・置忘れの際の不正アクセスに対しての対策を行う。	要求水準書に記載のある「セキュリティペンダントによる個人認証」は例示であり、方法を限定するものではありません。 置忘れ防止対策として最適と思われる方法をご提案願います。
51	機器関連水準書	2	3 (1)	業務場所でのシーリング作業があるという認識で良いのでしょうか？（弊社提案想定のリントセンタ（印刷専用の）場所ではなく）	ご認識のとおりです。
52	機器関連水準書	3	3 (2) コ	領収印内の日付の読取機能の導入は必須でしょうか。それとも機能を有する機器という指定であり、導入までは必須指示でないという理解でよろしいでしょうか。もし導入必須の場合、押印不備（領収印複数押印、押印擦れ、押印誤読チェック）等への読取仕様はありますか？	現在は、領収印内の日付の読取機能を導入しています。 実務担当者との協議のうえ、よりよい方法をご提案願います。
53	機器関連水準書	3	3 (3)	A3対応カラーキャナーはどのような業務で使用されているのかをご教示願います。 また、事務所で使用している複合機プリンターで代用が出来ないのかをご教示願います。	給水装置工事申込書の提出書類で、必要な書類をキャナーするために使用します。 複合機プリンターによるキャナーにつきましては、提案に委ねます。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
54	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	2	2 (6)	インボイス制度対応として、検針票記載事項及び更正通知書等の再発行ができることとありますが、インボイス制度対応帳票（請求書、通知書等）は、上記2帳票だけという理解でよろしいでしょうか。	インボイス制度対応は、検針結果をお知らせするもの（検針票等）、額の変更をお知らせするもの（更正通知書等）、返金をお知らせするもの（還付通知書等）、の3種類を予定しています。納入通知書等はインボイス対応としない予定です。よりよい方法がありましたらご提案願います。
55	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	2	2 (7) イ	「かんたん電子申請」による水道使用・中止申請データの受付とありますが、料金システムへの反映は画面で手入力するという理解でよいですか。それともCSVデータの取込処理というご指示でしょうか。	現在、「かんたん電子申請」のシステムからCSVデータの排出は可能ですが、運用としては手入力を行っております。実務担当者にご相談の上、よりよい方法をご提案願います。
56	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	4	6	今後の事案として、簡易水道事業を上水道企業会計へ統合される場合、旧簡水区分として何か集計上区分する必要がございましたらご教示願います。	現時点において、簡易水道事業会計を上水道企業会計に統合する予定はありませんが、簡易水道事業の地区別に集計上の区分が必要です。また、「中田簡易水道事業」については、企業会計上は上水道に含まれますが、集計上の区分は必要です。
57	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	4	6 (7) イ (ア)	更正事由別に減免割合等を登録とありますが、この減免割合は要件定義工程にて決定されるという理解でよろしいでしょうか。（減免割合の新規登録は、保守運用対応を想定しています。）	ご理解のとおりです。
58	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	4	6 (7) ウ (ア)	災害別及び種類別（り災証明・濁り水等）に減免方法等を登録とありますが、この減免方法は要件定義工程で決定されるという理解でよろしいでしょうか。（減免割合の新規登録は、保守運用対応を想定しています。）	過去の災害においては要件定義工程で決定となりますが、契約期間中に発生した災害については、その都度減免割合等を新規登録することとなります。
59	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	5	6 (9)	遅延損害金・延滞金の管理ができることとありますが、現在もシステム管理されているという理解でよろしいでしょうか。また管理されている場合、退去精算の際に確定延滞金を徴収されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。また、退去精算であるかどうかにかかわらず、確定延滞金については徴収しております。
60	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	5	6 (10)	遡及賦課のうち、当初賦課から年度をまたいで遡及賦課したものは、過年度分として集計できることとあります。月次統計報告は対象年月（検針想定月）で集計し、月またぎ遡及分は当月分ではなく過月分として報告するという理解でよろしいでしょうか。それとも月次統計は調定年月で集計し、かつ遡及調定は別途抽出し報告できることというご指示でしょうか。	前者（月次統計報告は対象年月（検針想定月）で集計し、月またぎ遡及分は過月分として報告する）を想定しています。なお、必須ではありませんが、調定年月等で別途抽出できるのであればご提案願います。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
61	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	6	7 (2) ア	企業会計システムとの連携は、料金システムからCSVデータを提供する一方向でよろしいでしょうか。それとも企業会計システムから提供されたCSVデータ（例えば還付処理結果等）の取込処理も指示されますか。	前者（料金システムからCSVデータを提供する）を想定しています。なお、必須ではありませんが、企業会計システムから提供されたCSVデータの取り込み処理も可能なのであれば、ご提案願います。
62	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	6	7 (2) エ	還付及び充当処理の入力日の相違等によって、両システム間で、収納金額・未集金額等に差異が生じないこととありますが、これは集計条件が入力日ではない（例えば処理日や収納日等）という理解でよろしいでしょうか。それとも入力日の整合性チェックが行えることというご指示でしょうか。	前者（集計条件が入力日ではない）を想定しています。
63	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	6	7 (2) カ	還付に係る延滞金とは、還付加算金を指しますでしょうか。また登録する際の金額は、手計算により算出されるという理解でよろしいでしょうか。	還付加算金と延滞金及び遅延損害金を指します。システム上、還付の履歴や時効等の管理ができていれば問題ありませんが、還付加算金や還付する延滞金等を計算する機能があればご提案願います。
64	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	6	7 (3) イ	口座振替申込データの取込ができることとありますが、料金システムへの反映は画面で手入力するという理解でよろしいでしょうか。それともCSVデータの取込処理するというご指示でしょうか。	取込み方法については、ご提案に委ねます。よりよい方法をご提案願います。
65	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	6	7 (3) イ	Web口座振替サービスによる口座振替申込データは、金融機関から展開されたデータであり、そのまま料金システムへ反映するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、反映する際の正誤チェック等は行ってください。
66	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	7	7 (6) エ	分納した場合の消費税額は、現在もシステム管理されているという理解でよろしいでしょうか。また、消費税率（特に税率改正の経過措置期間）も同様に管理されていますでしょうか。	消費税額、消費税率ともにシステムにて管理しています。
67	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	8	8 (4) コ	債権放棄に係る管理機能と連動とは、不納欠損処理分に債権放棄理由を連動させたCSVデータ（または帳票）を出力するというご指示であり、他システムにより処理される債権放棄の結果やその後の雑収入は、料金システムでは管理しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	9	12 (1)	クラウドサービスはこれから導入され、かつその要件は料金システム開発の要件定義工程で決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	9	12 (1)	クラウドサービスと料金システム間の連携ファイルについて暗号化（及び復号）のご指示（暗号化ツール含む）はありませんが、それらは料金システム外で処理されるという理解でよろしいでしょうか。	クラウドサービスの契約事業者が決定した後に協議します。

No	対象水準書	頁	項番	質問	回答
70	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	10	12 (4)	対象水栓を特定する情報（例えば水栓番号やメータ番号等の一意情報）は、クラウドサービスへ入力し連携されるという理解でよろしいでしょうか。それとも住所・方書等の文字情報だけで突合処理する想定でしょうか。	対象水栓を特定する情報（お客様番号）がクラウドサービスに入力され、連携されることを想定しています。
71	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	11	13	今回の作業範囲は、クラウドサービスとの連携でしょうか？クラウドサービスのシステム構築でしょうか？	クラウドサービスとの連携になります。
72	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	11	13 (1)	設定作業先の発注者環境の詳細（OSやネットワークの制限ポートや制限IP等の情報）は公開されるのでしょうか？	公開する予定はありません。
73	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	13	15 (1)	相互更新に対応できることとありますが、料金システムからスマートメーターへはどのような更新を指示されていますでしょうか。	スマートメーターの導入時期は未定ですが、メーターIDの設定等を想定しています。
74	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	14	18 (6)	入庫は新規購入分、出庫は現地取付や取替分を指しており、取外やその後の廃棄処理等の管理は含まないという理解でよろしいでしょうか。	出庫予定の棚卸資産メーターと引き上げてきたメーターの管理については受注者が行い、メーターの購買・売却は発注者が行います。
75	上下水道料金システム・給水装置台帳管理システム機能水準書	14	19 (3) ア	計本計量の管理とはどのような情報管理かご教示ください。	計本は個人で敷設した給水管だけの工事、計量の量は量水器を意味してメーター設置が付随する給水管工事を指します。いずれもシステム内に計本、計量毎に番号が付番されて管理されております。
76	公告	5	6 (1) ア (イ) (ウ) (エ)	業務提案書の内容に参加事業者名を記載してはならないとありますが、業務提案書正本の表紙、会社概要に記載することとあるため、提案書内容に記載をしてもよろしいかをご教示願います。 また、会社制服の写真、ロゴ、キャラクターの使用は問題ないのかについてもご教示願います。	正本の表紙及び会社概要には参加事業者名を記載してください。 また、会社制服の写真、ロゴ、キャラクターの使用は問題ありません。
77	-	-	-	昨今、物価及び労務費等の上昇が著しく対応に苦慮して居るところですが、郡山市水道料金包括業務委託につきましては受託期間が長期にわたることもあり先を見定めることが難しいと考えておりますことから、公共工事同様のスライド条項のご検討等についてのお考えをご教示願います。	委託期間を見据えた提案をしていただいたうえで、予期できない事象が生じた場合は協議の対象とします。
78	-	-	-	受託した場合は、料金部門と給水装置部門での電話番号は別々の電話番号として割り振られるのか、一つの電話番号で統一となるのかをご教示願います。	現在、サービスセンターの電話番号は1つとなっております。 複数の電話番号が必要な場合は、契約締結後の協議事項となります。
79	-	-	-	開発行為に関する各課協議について記載がなかったように思いますが委託業務外との認識でよろしいでしょうか。また、協議方法については何らかの方法で周知して頂けるという理解でよろしいかをご教示願います。	開発協議は各々の管理者が行うものです。これらに関する業務について給水装置は、受注者が給水装置工事設計施行基準に則り行うこととなります。